

徳島県情報公開審査会答申第49号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成19年5月7日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「（株）××から県に提出された粉じん発生施設の届出及び事前協議文書（ ）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成19年5月18日、実施機関は、本件請求に係る公文書を、次の3件の立案文書（以下「本件公文書」という。）と特定し、本件公文書の内容について検討した結果、条例第8条第2号及び第3号に該当する部分が含まれると判断し、当該部分を非公開とする公文書部分公開決定処分を行い、異議申立人に通知した。

- (1) 「（株）の一般粉じん発生施設の設置に係る事前協議について」（以下「本件公文書」という。）
- (2) 「徳島県生活環境保全条例第23条第1項の規定に基づく事前協議の結果について」（以下「本件公文書」という。）
- (3) 「大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設設置届出書の受理について」（以下「本件公文書」という。）

その後、実施機関は、非公開とした部分について再度検討した結果、平成19年5月18日付けで行った公文書部分公開決定の内容を一部変更し、改めて、平成19年10月18日付けで、条例第8条第1号、第2号及び第3号に該当する部分が含まれるとして、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成19年6月4日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し異議申立てを行った。

4 諮問

平成19年7月12日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」とい

う。)に対して当該異議申立てにつき諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分はあきらかに違法であり、速やかな公開を求めるとい
うものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会での口頭意見陳述に
おける異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) (株)は国・県・市に産業廃棄物の処理に関する計画書を提出し、以前の公開では
搬出先・有効利用量まで公開されていたながら、この度の「 (以下「製品」とい
う。)は廃棄物ではない」、「施設は特定施設内建築物でありながら該当施設ではな
い」との県の見解は到底理解できない。
- (2) 電気事業法、瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法及び環境保全協定(以
下「電気事業法等」という。)に基づき申請、建築された特定施設の電気施設内で異
なる事業(廃棄物処理)をする場合、電気事業法等により、事業者は国・県・市に事
業変更及び新設届けを提出し、県報に掲載し、その後利害関係者及び住民に3週間の
閲覧をするが、その前に事前協議説明書を出さなくてはならない。県が、それら関係
書類を法人の利益を損なうとかで公開拒否する行為は、明らかに電気事業法等に違反
する行為であり、速やかな公開を求める。
- (3) 電気事業法で、情報の提供として第5条に「事業者は、石炭灰を利用するものに対
して、当該石炭灰の品質及び組成その他の必要な情報の提供を行うこととする」と規
定し、 会社に対して義務を付加している。
- (4) 普通の法人の利益を損なう分に対しては理由になるが、電気を起こす事業は国益に
沿う事業なので、それに伴い発生する廃棄物とかりサイクル施設については公開すべ
きだ。
- (5) 法人代表者の印影に関しては、県、市、 の4者で保全協定を結んでおり、何ら
やましくないところであって、知事印も含めて、公印として出しているものでないか。
それは国の電気事業法に基づき申請し、許可を与えた分があるので、隠すようなもの
でない。また、以前はもらった経緯がある。
- (6) 県民の生命及び財産、環境を守り、自然環境に配慮する観点から、公開すべきだ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件処分
の理由については、次のとおりである。

1 本件公文書の法的根拠について

(1) 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設設置届出について

大気汚染防止法第18条により、一般粉じん発生施設を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届出なければならないと規定されている。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 工場又は事業場の名称及び所在地
- 一般粉じん発生施設の種類
- 一般粉じん発生施設の構造
- 一般粉じん発生施設の使用及び管理の方法

(2) 徳島県生活環境保全条例第23条第1項の規定に基づく事前協議について

大気汚染防止法第18条に規定する一般粉じん発生施設の新設の届出に当たっては、事前に当該施設の新設に係る事業計画について協議しなければならないとされている。

協議事項は届出事項である「施設の種類」、「施設の構造」及び「施設の使用及び管理の方法」について、法令等への適合状況、環境保全の観点からの妥当性について協議し、当該届出の適否を判断、また必要な場合は指導を行うためのものである。

(3) 電気事業法等について

本件公文書は(1)、(2)のとおり、大気汚染防止法及び徳島県生活環境保全条例に基づくものであり、異議申立人の意見書にあるような、電気事業法等は関係ないものである。

2 部分公開について

本件公文書 及び については「法人の代表者の印影」を、本件公文書 については「事前協議出席者中、(株)からの出席者の役職及び氏名」及び「協議内容中、質疑事項の一部」を、それぞれ非公開とする部分公開を行った。

3 条例第8条第1号(個人に関する情報)の該当性について

(1) 条例第8条第1号の趣旨について

本号は、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開情報として定めたものである。

(2) 「事前協議出席者中、(株)からの出席者の役職及び氏名」を非公開とした理由

法人担当者の役職及び氏名については個人が識別されるものであり、本号本文に該当することは明らかであり、本号ただし書きのいずれにも該当しないと判断した。

4 条例第8条第2号(法人等に関する情報)の該当性について

(1) 条例第8条第2号の趣旨について

本号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

(2) 「法人の代表者の印影」を非公開とした理由

法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより法人等の正当な利益を損なうおそれがあることから、本号に該当すると判断した。

(3) 「協議内容中、質疑事項の一部」を非公開とした理由

本件公文書は、本来、協議者に対する事前協議結果の通知文を立案するための文書であり、その内容としては、通知される結果を判断するに到った根拠を決裁権者に説明し、決裁を得るために必要な事項（当該施設の概要、法令等への適合状況、環境への影響及び対策、協議結果）を記載するものであるが、協議内容には、それ以外に、協議の場で話題に上がった内容がすべて記載されている。

また、これらには、法人の担当者が発言した製品の製造・販売に関する情報等が含まれており、これを公開することにより法人の事業活動が害されるおそれがあることから本号に該当すると判断した。

なお、製品の製造・販売に関する情報であっても、環境に関することは公開しているが、製品は既に建設技術審査証明を取得しており、環境保全上問題はないと判断した。

5 条例第8条第3号（審議、検討又は協議に関する情報）の該当性について

(1) 条例第8条第3号の趣旨について

本号は、県をはじめとする行政機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定がなされるようにする観点から、公にすることによってこれを阻害するおそれのある情報を非公開情報として定めたものである。

(2) 「協議内容中、質疑事項の一部」を非公開とした理由

事前協議における質疑事項の中には、県の機関の内部における検討又は協議中の未成熟な情報が一部記載されている。それらの情報をそのまま公開したのでは意思決定の中立性を損なうとともに、県民の誤解や憶測を招き、不当に混乱を生じさせるおそれがあることから、本号に該当すると判断した。

なお、環境に与える影響については県として説明責任があるが、それには該当しないと判断した。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、(株)が阿南市に設置している××から副産される石炭灰を有効利用するために製造した粒状地盤材料()を仮置きするための堆積場を新設するにあたり、当該施設が大気汚染防止法に規定する一般粉じん発生施設に該当することから必要となる、大気汚染防止法に基づく届出及び徳島県生活環境保全条例に基づく事前協議に関する公文書であり、その内容は次のとおりである。

なお、異議申立人は電気事業法等の規定を根拠に本件公文書の公開を求めるが、本件公文書は前述のとおり大気汚染防止法及び徳島県生活環境保全条例に基づくものであり、電気事業法等は関係のないものである。

(1) 本件公文書 について

本件公文書 は、(株)から徳島県生活環境保全条例第 2 3 条第 1 項の規定に基づき提出された事前協議（新設）申込書に対し、(株)、阿南市及び徳島県の 3 者で事前協議を行うため、徳島県南部総合県民局保健福祉環境部の担当者が平成 1 8 年 1 0 月 2 7 日に立案した文書であり、立案用紙、(株)への事前協議の開催通知案、阿南市及び徳島県環境管理課への事前協議の開催通知案並びに事前協議（新設）申込書で構成されている。

(2) 本件公文書 について

本件公文書 は、徳島県生活環境保全条例第 2 3 条第 1 項の規定により (株)、阿南市及び徳島県の 3 者で行った事前協議の結果を (株)、阿南市及び徳島県環境管理課へ通知するため、徳島県南部総合県民局保健福祉環境部の担当者が平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日に立案した文書であり、立案用紙、(株)への通知案並びに阿南市及び徳島県環境管理課への通知案で構成されている。

(3) 本件公文書 について

本件公文書 は、(株)から大気汚染防止法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき提出された一般粉じん発生施設設置届出書の受理を阿南市及び徳島県環境管理課へ通知するため、徳島県南部総合県民局保健福祉環境部の担当者が平成 1 8 年 1 1 月 1 7 日に立案した文書であり、立案用紙、阿南市及び徳島県環境管理課への通知案並びに一般粉じん発生施設設置届出書で構成されている。

2 条例第 8 条第 1 号の該当性について

(1) 条例第 8 条第 1 号について

本号の趣旨は、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開情報として定めたものである。

いわゆるプライバシーの概念及びその範囲については、具体的に明確に示すことが困難であり、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものでないことから、条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別できる情報は原則として非公開とする方式（個人識別型）を採用している。

ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要のない情報も非公開情報に含まれてしまうことから、このような事態をできる限り避けるため、非公開情報から除かれるべき情報として「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当

該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（以下「公務員等の職務遂行情報」という。）について、ただし書の中に列記している。

(2) 「事前協議出席者中、(株)からの出席者の役職及び氏名」について

本件公文書の立案用紙には、事前協議出席者の所属、役職及び氏名が記載されている。これらの情報のうち、阿南市及び徳島県からの出席者については所属、役職及び氏名の全てを公開している。一方、(株)からの出席者については所属のみを公開し、役職及び氏名については非公開にしている。

(株)からの出席者の氏名については、特定の個人が識別できる情報であり、本号本文に該当することは明らかである。また、(株)からの出席者の役職についても、公開された出席者の所属と組み合わせることにより、特定の個人が識別されることから、本号本文に該当すると判断する。

次に、本号ただし書に該当するかどうか検討する。

ただし書イでは、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を本号から除くとしている。本件公文書は徳島県生活環境保全条例に基づくものであるが、徳島県生活環境保全条例において事前協議の出席者の氏名等を公にする規定はなく、慣行としても公にされていないことから、(株)からの出席者の役職及び氏名は本号ただし書イには該当しないと判断する。

ただし書ロでは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を本号から除くとしている。この規定は、個人情報に該当していても、人の生命、健康等の保護の必要性から当該情報を公開する必要性のある場合について定めたものである。異議申立人は、本件処分全体について「県民の生命及び財産、環境を守り、自然環境に配慮する観点から、公開すべきだ。」と主張するが、(株)からの出席者の役職及び氏名を公開する必要性について具体的な説明はされておらず、個人情報を公開することによって害される特定個人の権利利益を上回る公益を見いだすことはできないことから、(株)からの出席者の役職及び氏名は本号ただし書ロには該当しないと判断する。

(株)からの出席者の役職及び氏名が、ただし書八の「公務員等の職務遂行情報」に該当しないことは明らかである。

以上のことから、実施機関が「事前協議出席者中、(株)からの出席者の役職及び氏名」を本号に該当すると判断したことは妥当である。

3 条例第8条第2号の該当性について

(1) 条例第8条第2号について

本号の趣旨は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は

事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

ただし、第1号口と同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益を比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報は本号の非公開情報から除かれるものである。

(2) 「法人の代表者の印影」について

本件公文書の事前協議（新設）申込書及び本件公文書の一般粉じん発生施設設置届出書には、申込者及び届出者である（株）の社印と社長印が押印されており、社印は公開し、社長印を非公開にしている。

異議申立人は、法人の代表者の印影について、「県、市、の4者で保全協定を結んでおり、何らやましくないところであって、知事印も含めて、公印として出していいものでないか。それは国の電気事業法に基づき申請し、許可を与えた分があるので、隠すようなものでない。」と主張している。しかし、商業登記法第12条第1項において、代表者の印鑑に係る印鑑証明書の交付を請求できる者を、印鑑を登記所に提出した者等に限定しており、第三者が閲覧又は写しの交付を受けることを認めていない。したがって、代表者の印影は商業登記法上保護されていると解され、これを公開すれば、結果的にその保護を失わしめることになり、法人に不利益を与えることになると判断する。

よって、「法人の代表者の印影」は、本号本文に該当すると判断する。

次に、本号ただし書に該当するかどうか検討する。

本号ただし書では、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を本号から除くとしている。異議申立人は、本件処分全体について「県民の生命及び財産、環境を守り、自然環境に配慮する観点から、公開すべきだ。」と主張しているが、法人の代表者の印影を公開する必要性について具体的な説明はされておらず、法人情報を公開することによって害される特定法人の権利利益を上回る公益を見いだすことはできないことから、法人の代表者の印影は本号ただし書には該当しないと判断する。

なお、異議申立人は、「以前はもらった経緯がある。」とも主張しているが、法人の代表者の印影が公開されたとする当該文書について具体的な特定がされていないことから、この異議申立人の主張は採用することはできない。

以上のことから、実施機関が「法人の代表者の印影」を本号に該当すると判断したことは妥当である。

(3) 「協議内容中、質疑事項の一部」について

本件公文書の立案用紙には、協議内容として「施設の概要」、「質疑事項」及び「指摘事項」が記載されており、「施設の概要」及び「指摘事項」については全てを

公開し、「質疑事項」の一部を非公開にしている。

実施機関から提出された本件公文書を当審査会において見分したところ、実施機関が非公開にした部分は、法人の事業活動に関する情報であって請求日時点において公にされていない情報であり、その殆どは製品の製造計画・販売計画に関する情報である。このような情報は、一般に競争の分野としてとらえられる情報で、公開することにより法人の事業活動が害されるおそれがあると認められている。

異議申立人は、発電事業の公益性を主張し公開を求めるが、製品の製造計画や販売計画は電気事業法等の規定はもとより、慣行としても公にされておらず、また、法人自身も公にしていないことから、この主張は採用できない。

よって、実施機関が非公開にした部分は、公開することにより法人の競争上における正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本号本文に該当すると判断する。

次に、本号ただし書に該当するかどうか検討する。

本号ただし書では、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を本号から除くとしている。異議申立人は、「製品が廃棄物でないとする実施機関の見解は到底理解できない。」、「県民の生命及び財産、環境を守り、自然環境に配慮する観点から、公開すべきだ。」と主張しているが、製品については、実施機関の主張するとおり、(財)土木研究センターの建設技術審査証明を既に取得しており、環境安全性が確認されている。また、これまでににおいて、製品自体の環境保全上の問題はもとより、製造過程における事故や不法投棄などの問題も起こっていないことから、法人情報を公開することによって害される特定法人の権利利益を上回る公益を見いだすことはできず、実施機関が非公開にした部分は本号ただし書には該当しないと判断する。

以上のことから、実施機関が「協議内容中、質疑事項の一部」を本号に該当すると判断したことは妥当である。

4 条例第8条第3号の該当性について

(1) 条例第8条第3号について

本号の趣旨は、県をはじめとする行政機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定がなされるようにする観点から、公にすることによってこれを阻害するおそれのある情報を非公開情報として定めたものである。

また、行政の適正な意思決定だけでなく、事務事業の公正な遂行と県民への不当な影響の防止も保護法益としている。

ただし、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公開による公益性を考慮してもなお、その支障が見過ごし得ない場合に適用されるものである。

(2) 「協議内容中、質疑事項の一部」について

本件公文書の立案用紙には、前記3(3)に記載のとおり、「質疑事項」の一部を非公開にしている。

実施機関から提出された本件公文書を当審査会において見分したところ、実施機関が非公開にした部分の一部は、製品が関係する、県の内部において検討中の情報であって、請求日時点において意思決定が終了していない情報であると認められる。

異議申立人は、「製品が廃棄物でないとする実施機関の見解は到底理解できない。」、「県民の生命及び財産、環境を守り、自然環境に配慮する観点から、公開すべきだ。」と主張しているが、前記3(3)に記載したとおり、製品については環境保全上問題がないと認められることから、県の内部における検討中の情報を公開する公益性より行政の適正な意思決定、事務事業の公正な遂行又は県民への不当な影響の防止が優先されると判断する。

よって、実施機関が「協議内容中、質疑事項の一部」を本号に該当すると判断したことは妥当である。

5 結 論

当審査会は、本件事案を個別、具体的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成19年 7月12日	諮 問
8月20日	実施機関からの理由説明書を受理
9月28日	異議申立人からの意見書を受理
10月19日	実施機関からの処分変更後の理由説明書を受理
10月24日	審 議（第48回審査会）
11月 2日	（実施機関の処分変更後の理由説明書に対する） 異議申立人からの意見書を受理
11月29日	異議申立人からの口頭意見陳述の聴取、審議 （第49回審査会）
12月26日	実施機関からの口頭処分理由説明の聴取、審議 （第50回審査会）
平成20年 1月28日	審 議（第51回審査会）

2月27日 | 審 議 (第52回審査会)